○島田市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する規程

平成25年２月４日
訓令甲第１号

（趣旨）

第１条　この規程は､庁舎等における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて､地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の４第２項及び島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第239条の２の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「庁舎等」とは、法第238条の４第２項第４号の庁舎等をいう。

（庁舎等における自動販売機の設置）

第３条　庁舎等に自動販売機を設置させるときは、法第238条の４第２項の規定に基づく行政財産の貸付け（以下「貸付け」という。）の方法により行うものとする。

２　自動販売機を設置させることのできる庁舎等の部分、当該部分ごとの貸付面積及び設置させることができる自動販売機の種類は、市長が別に定める。

３　前項の規定により定める貸付面積は、法第238条の４第２項の規定に基づき、庁舎等の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

（適用除外）

第４条　前条第１項の規定にかかわらず､次の各号のいずれかに該当する場合は､法第238条の４第７項の規定による行政財産の使用の許可により、庁舎等に自動販売機を設置させることができる。

（１）　庁舎等内の食堂、売店等を貸し付ける場合で、当該食堂、売店等と自動販売機とを一体的に管理し、及び運営すべきものと認められるとき。

（２）　施設の管理を指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合で、自動販売機の設置により当該指定管理者が得る収入が当該施設に係る管理に関する業務の財源の一部に充当されるとき。

（３）　職員の厚生に関する事項の実施及び福利増進を図るために設置されている団体が自動販売機を設置するとき。

（４）　庁舎等の用途の廃止を３年以内に予定しているとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか、自動販売機を設置する期間が短期であることその他その設置の性質又は目的が貸付けに適しないと認められるとき。

（貸付けの方法）

第５条　貸付けは、当該貸付けを行う庁舎等の部分（以下「貸付物件」という。）が敷地の

場合にあっては民法（明治29年法律第89号）第601条の規定に基づく土地の賃貸借契約により、建物の場合にあっては借地借家法（平成３年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

（貸付けの相手方の選定）

第６条　貸付けの相手方は、公募により、選定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法により、貸付けの相手方を選定することができる。

２　前項本文の公募の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（貸付期間）

第７条　貸付けの期間（以下「貸付期間」という。）は３年以内とし、貸付期間の更新又は延長は行わないものとする。

（貸付料）

第８条　貸付料は、第６条第１項の規定により選定された者（以下「設置事業者」という。）から公募の際に申込みのあった額（貸付物件が建物の場合又は土地であって消費税及び地方消費税の対象となるものの場合には、申込みのあった額に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額）とする。

２　貸付料は、年度ごと市長が指定する期日までに、一括して納付させるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、分割して納付させることができる。

（光熱水費）

第９条　自動販売機に係る光熱水費は、貸付料とは別に、市長が指定する期日までに、設置事業者があらかじめ設置した子メーターによる数値に基づき算定した額を納付させるものとする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める方法により、納付させることができる。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令甲は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、この訓令甲の施行の日から起算して３年を経過する日までの間は、法第238条の４第７項の規定による行政財産の使用の許可により、庁舎等に自動販売機を設置させることができる。